簿記論

テキスト

<今回の学習内容>

第3回講義 使用ページ P42~67

3-5 銀行勘定調整

● 銀行勘定調整

決算にあたり、企業は銀行に対して預金残高証明書の発行を依頼し、企業の当座預金勘定残高と照合することにより両者の一致を確認する。しかし、両者の金額は様々な原因により一時的に不一致となっていることがあるため、その場合には銀行勘定調整表を作成し、必要に応じて当座預金勘定の修正処理を行う。これを「銀行勘定調整」という。

2 不一致原因

不一致原因には様々なものがあるが、代表的なものは、次に示すとおりである。

1 銀行側の原因(当社では適正に処理済み ⇒ 仕訳不要)

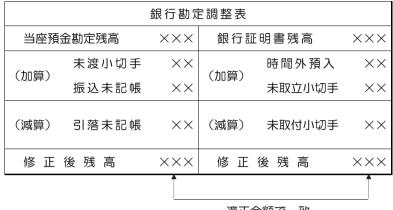
不一致原因	内 容	当社側	銀行側	銀行勘定調整表に
个一 双原囚	K 体	四八四		おける加算・減算
時間外預入	当社は銀行に現金を預け入れたが、銀			
(締後入金)	行では閉店後であったため、翌日に入	入 金	未入金	銀行側・加算
(师及八亚)	金処理を行った。			
	当社は銀行に対して小切手の取立依頼			
未取立小切手	をして入金処理を行ったが、銀行では	入 金	未入金	銀行側・加算
	取立が完了していない。			
	当社は小切手を振り出して支払先に交			
未取付小切手	付したが、銀行には未呈示のままとな	出 金	未出金	銀行側・減算
	っている。			

2 当社側の原因 ⇒ 決算整理仕訳

不一致原因	内容	当社側	銀行側	銀行勘定調整表に おける加算・減算
未渡小切手	当社では小切手を振り出して出金処理 を行ったが、支払先には未渡のままと なっている。	出金	未出金	当社側・加算
振込未記帳	銀行に当座振込がされたが、当社では その通知を受けていないため入金処理 を行っていない。	未入金	入金	当社側・加算
引落未記帳	銀行で当座引落がされたが、当社では その通知を受けていないため出金処理 を行っていない。	未出金	出金	当社側·減算
誤 記 帳	当社で取引金額等を誤って入金処理 または出金処理した。	入出金 (誤謬)	入出金 (適正)	当社側・加算 または 当社側・減算

❸ 銀行勘定調整表

銀行勘定調整表では、当社側と銀行側のそれぞれについて不一致原因を確認するとともに、適正な当座預金勘定残高を算定する。



適正金額で一致

☆ 会計処理

銀行勘定調整表により不一致原因が判明した場合、当社側の修正事項について修正処理を行い、当座預金勘定残高を適正な金額に修正する。

(1) 加算修正

	(借)当	座	預	金	×××(貸)O	0	0	×××
--	------	---	---	---	---------	---	---	-----

(2) 減算修正

	(借)〇	0	0	×××	(貸)当	座	預	金	×××	
--	------	---	---	-----	------	---	---	---	-----	--

部 例

決算日(当期は4月1日から3月31日までである。)における当社の当座預金勘定残高は10,000,000円であるが、銀行の証明書残高は9,920,000円であった。不一致原因を調査したところ、次の $(1)\sim(7)$ の事実が明らかとなった。

				決算整理前	前試算表	(単位:円)
当	座	預	金	10, 000, 000		

- (1) 3月31日に現金100,000円を預け入れたが、銀行の閉店後であったため、銀行では翌日の 入金として処理されていた。
- (2) 得意先より受け取った同社振出の小切手150,000円について、当社では取立依頼をして入金処理を行ったが、銀行では取立が完了していなかった。
- (3) 営業費200,000円の支払いとして振り出した小切手が、銀行では未取付であった。
- (4) 買掛金300,000円と広告宣伝費400,000円の支払いとして振り出した小切手が、未渡であった。
- (5) 得意先に対する売掛金500,000円が当座預金へ入金されていたが、この通知が当社に未達であった。
- (6) 仕入先に対して振り出した約束手形600,000円が当座預金から引き落とされていたが、この通知が当社に未達であった。
- (7) 営業費700,000円を小切手を振り出して支払ったが、当社ではこの取引を70,000円の支払いとして帳簿記帳していたことが判明した。



解説(単位:円)

- 1 時間外預入 ⇒ 仕訳不要(銀行側加算)
- 2 未取立小切手 ⇒ 仕訳不要(銀行側加算)
- 3 未取付小切手 ⇒ 仕訳不要(銀行側減算)
- 4 未渡小切手

当	座	預	金	700, 000	買	掛	金		300, 000
					未	払	金	*	400, 000

※ 費用の支払いに係る未渡小切手については、未払金勘定で処理を行う。これは、費用は既 に発生しているため取り消すことはできず、単に支払うべき代金が期末現在未払いになって いるからである。

5 振込未記帳

当 座 預 金 50	500,000 売 掛	金 500,000
------------	-------------	-----------

6 引落未記帳

支 払 手 形 600,00	当 座 預 金 600,000
----------------	-----------------

7 誤記帳

営 業 費	630, 000	当 座	預	金	*	630, 000
-------	----------	-----	---	---	---	----------

※ 700,000−70,000=630,000

8 銀行勘定調整表

当座	預金勘定の残高	10, 000, 000	銀行の証明書残高 9,920,000
4	未渡小切手	+700,000	1 時間外預入 +100,000
5	振込未記帳	+500,000	2 未取立小切手 +150,000
6	引落未記帳	△600, 000	3 未取付小切手 △200,000
7	誤記帳	$\triangle 630,000$	
1	冬正後の残高	9, 970, 000	修正後の残高 9,970,000

9

決算整理後試算表

当 座 預 金 9,970,000

◆トレーニング 問題15~18

<メ モ>

テーマ4 手形

重要度 ★★★

手形とは、一定の金額を一定の期日において支払うことを目的とする証券であり、商品 売買等の代金決済手段や通常の債権・債務の決済手段として広く一般に用いられる。

手形を作成するにあたっては、必ず支払期日が定められ、もし期日に支払いが行われなければ「銀行取引停止」という厳しい措置が待っている。この意味で、手形に基づく債権・債務は、通常の債権・債務より代金を回収する権利や支払う義務が強固であるといえる。

()このテーマの学習内容

テーマNo.	学 習 内 容					礎マスター	速	修
4-1	手形				N	№.1第3回	No. 1 争	第3回
4-2	裏書譲渡•書	裏書譲渡•割引					No. 1 争	第3回
4-3	小切手の取	立と手形の	の取立		N	₩.1第3回	No. 1 争	第3回

(注)本テキストでは、日商簿記3級で学習済みの内容には「◎」を、一部学習済みの内容には「○」を付している。

4-1 手形

● 約束手形(◎)

約束手形とは、手形の振出人(手形作成人及び支払人)が名宛人(受取人)に対して、一 定の期日に一定の金額を支払うことを約束する証券である。

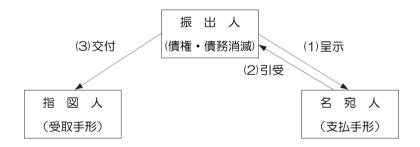
振出人	手形作成者 手形債務者	(借)	0 0 0	×××	(貸)	支払手形	×××
名宛人	手形債権者	(借)	受取手形	×××	(貸)	0 0 0	$\times \times \times$

2 為替手形

為替手形とは、振出人(手形作成人)が名宛人(支払人)に対して、一定の期日に一定の 金額を指図人(受取人)へ支払うことを委託する証券である。

振出人は、名宛人に対して為替手形を呈示し、名宛人の引受けを得て指図人へ交付する。 為替手形の振出により、名宛人には手形債務が生じ、指図人には手形債権が生ずるが、手形 債務は**支払手形勘定**で、手形債権は**受取手形勘定**で処理を行う。

なお、振出人については、名宛人に対する債権と指図人に対する債務が消滅するだけで、 手形上の債権・債務は一切生じない。



振出人	手形作成者	(借)	0 0 0	×××	(貸)	0 0 0	×××
名宛人	手形債務者	(借)	0 0 0	×××	(貸)	支払手形	×××
指図人	手形債権者	(借)	受取手形	×××	(貸)	0 0 0	×××

一設 例

1 約束手形

- (1) A社は、B社へ商品100千円を販売し、代金はB社振出の約束手形で回収した。
- (2) A社は、上記(1)の手形代金が当座預金に入金された旨の通知を取引銀行から受けた。

2 為替手形

- (1) C社は、E社に対する買掛金200千円を支払うため、得意先D社宛の為替手形を振り出し、 D社の引受を得てE社に交付した。
- (2) C社は、E社に交付した為替手形が無事決済された旨の連絡を取引銀行から受けた。

参解

前(単位:千円)

1 約束手形

		A社(名	3宛人)		B社(振出人)				
(1)	受取手形	100	売 上	100	仕 入	100	支払手形	100	
(2)	当座預金	100	受取手形	100	支払手形	100	当座預金	100	

2 為替手形

(1)



C社(振出人) 仕訳なし

(2)



♪トレーニング 問題19

4-2 裏書譲渡・割引

● 裏書譲渡

手形は、支払期日において当座決済されるが、手形の所持人は支払期日前にその手形の裏面に記名押印することにより、手形を他人に譲渡することもできる。これを「手形の裏書譲渡」という。反対に、手形の裏書譲渡を受けた場合は、通常の手形の受け取りと同様に、手形債権を**受取手形勘定**で処理することとなる。

なお、手形は決済手段としての流通性があるため、自らが支払義務を負う手形を受け取ることがある。その場合は、**支払手形勘定**の取消処理を行うこととなる。

(1) 裏書時

	(借)〇	0	0	×××	(貸)受	取	手	形	×××
(2	2)約束手形	または為	替手形の裏	[書譲渡を受	けた場合				
	(借)受	取	手 形	×××	(貸) 〇	С)	0	×××

(3) 自己が支払義務を負う手形を受け取った場合

(借) 支	払	手	形	××× (貸)O	0	0	×××
-------	---	---	---	----------	---	---	-----

2 割引

手形は、金融機関に裏書譲渡することにより、裏書譲渡した日から支払期日までの利息(これを「割引料」という。)を差し引かれたうえで、現金化することができる。これを手形の「割引」という。

手形の割引を行った場合、手形の権利に対する支配が他に移転するため、手形債権の消滅を 認識しなければならない。なお、譲渡原価である手形の帳簿価額から割引による入金額を差し 引いた額、つまり割引料は**手形売却損勘定**で処理を行う。



一設 例

1 裏書譲渡

- (1) A社は、仕入先E社に対する買掛金100千円の決済として、B社振出の約束手形100千円を 裏書譲渡した。
- (2) E社は、B社に対する未払金100千円の決済として、上記(1)の約束手形を裏書譲渡した。 なお、B社は、当該債権を未収金として処理している。

2 割引

- (1) A社は、B社振出の約束手形10,000千円を取引銀行で割り引き、割引料100千円を差し引かれた残額9,900千円を当座預金とした。
- (2) 上記(1)の約束手形が、支払期日に決済された。

解 説 (単位:千円)

1 裏書譲渡

	A社					B社				E社				
(1)	買掛	金	100	受取手形	100	仕訳なし				受取手形	100	売 掛 金	100	
(2)	(2) 仕訳なし					支払手形 100 未 収 金 100			未 払 金	100	受取手形	100		

2 割引

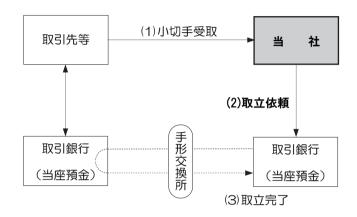
(1)	当	座	預	金	9, 900	受	取	手	形	10, 000
(1)	手	形	売 却	損	100					
(2)	仕	訳	な	L						

◆トレーニング 問題20~問題21

4-3 小切手の取立と手形の取立

● 他人振出の当座小切手の取立(再掲)

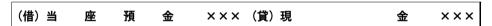
受け取った他人振出の当座小切手は、現金勘定で処理したのち、銀行に取立依頼を行い、手 形交換所を介して銀行間で決済され取立完了に到る。



(1) 受取時



(2) 取立依頼時

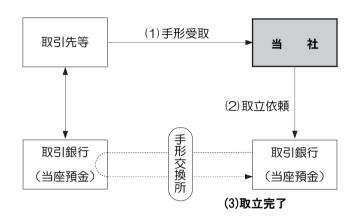


(3) 取立完了時

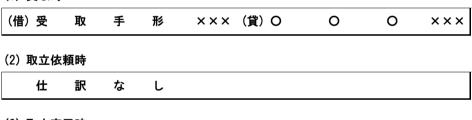
仕 訳 な し

2 手形の取立

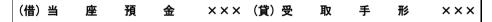
手形の支払呈示期間(支払場所である銀行に手形の支払いを求めることができる期間)は、 支払期日とそれに次ぐ2取引日となるため、通常は、手形の支払期日前に銀行に取立依頼を行い、手形交換所を介して銀行間で決済され取立完了に到る。



(1) 受取時



(3) 取立完了時





1 当期はx1年4月1日からx2年3月31日の1年間。

2 決算整理前試算表 (単位:千円)

現金預金350,000受取手形200,000

3 決算整理事項

決算整理前試算表上の受取手形勘定の金額は、決算日前に取引銀行へ取立依頼を行った手 形金額が控除されていることが判明した。銀行へ取立依頼を行った手形の内訳は次のとおり である。なお、取引銀行より、期日の到来した手形は、全て無事に決済されているとの連絡 を受けている。

管理番号	手形期日	手形金額
No.1234	x 2年3月31日	20,000千円
No.1235	x 2年4月7日	25,000千円
No.1236	x 2年4月15日	15,000千円



説(単位:千円)

1 管理番号No.1234

- ※ 取立依頼時に受取手形勘定を減額させた処理は誤りであるが、決算日までに手形期日 が到来し、決済されているため、修正仕訳は不要である。
- 2 管理番号No.1235及び管理番号No.1236

受	取	手	形 ※	40, 000	現	金	預	金	40, 000
---	---	---	-----	---------	---	---	---	---	---------

- \times 25,000+15,000=40,000
- 3 決算整理後試算表

現	金	預	金	310,000
受	取	手	形	240,000



分 発 手形の更改

手形支払人は、資金繰り等の理由で支払期日を延期してもらうため、手形所持人と相談の上、 古い手形を新しい手形に書き換えることがある。これを手形の更改(手形の書換)という。手形 の更改は、不渡手形の発生を回避する目的で実務上利用されることがある。

なお、手形の更改に伴い、通常、支払期日の延期分に相当する利息の授受が行われるが、この利息の授受については、金銭で直接授受する場合と新手形の額面金額に含める場合とがある。

1 利息を金銭で直接授受する場合

(1) 手形債務者

(借) 支	払	手	形	×××	(貸)支	払	手	形	×××
(借)支 (借)支	払	利	息	×××	(貸)現	金	預	金	×××

(2) 手形債権者

(借) 受(借) 現	取	手	形	×××	(貸)受	取	手	形	×××
(借)現	金	預	金	×××	(貸)受	取	利	息	×××

2 利息を新手形の額面金額に含める場合

(1) 手形債務者

(借)支	払	手	形	×××(貸)支	払	手	形	×××
支	払	利	息	×××				

(2) 手形債権者

(借)受	取	手	形	×××(貸)受 受	取	手	形	×××
				受	取	利	息	×××



A社は、振り出した約束手形100,000千円について、手形の所持人である仕入先B社に対し 支払期日の延期を申し出て了承を得た。

.....

くケース1>

支払延期分の利息500千円について、小切手を振り出して支払った場合

くケース2>

支払延期分の利息500千円について、新手形に含めた場合



解説(単位:千円)

<ケース1>小切手を振り出して支払った場合

A社					B社				
支払手形	100,000	支払手形	100,000	受取手形 100,000 受取手形 100,				100, 000	
支払利息	500	当座預金	500	現	金	500	受取利息	500	

<ケース2>新手形に含めた場合

	A	社		B社				
支払手形	100, 000	支払手形	100, 500	受取手形 100,500 受取手形 10				
支払利息	500					受取利息	500	

● 営業外手形

有価証券や有形固定資産などの売買により生じた手形債権・手形債務は、商品売買などの主たる営業取引により生じた手形債権・手形債務とは区別して、**営業外受取手形勘定・営業外支払手形勘定**で処理を行う。なお、**〇〇売却受取手形勘定・〇〇購入支払手形勘定**などの具体的な名称を付した勘定により処理することもできる。

2 金融手形

取引先等に対して金銭の貸付を行う場合、借用証書の代わりに手形を利用することがある。 このような手形を金融手形といい、**手形貸付金勘定・手形借入金勘定**で処理を行う。



1 営業外手形

A社はB社に土地(帳簿価額10,000千円)を30,000千円で売却し、代金はB社振出の約束手形で受け取った。

2 金融手形

C社は、D社に対して現金50,000千円を貸し付け、借用証書の代わりに同額の約束手形を受け取った。



説 (単位:千円)

1 営業外手形

<A 社>

営業外受取手	30,000	土				地	10,000
		土	地	売	却	益	20, 000

<B 社>

土 地	30, 000	営業外支持	払 手 形	30,000
-----	---------	-------	-------	--------

2 金融手形

< C 社>

手	形	貸	付	金	50, 000	現				金	50, 000
< D	社>										
現				金	50, 000	手	形	借	入	金	50, 000

◆トレーニング 問題22~問題24

〈メ モ>

テーマ 5 貸倒引当金

重要度 ★★★

将来の特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する。

貸倒引当金とは、このうち将来における債権の貸倒れに備えて設定する引当金であり、 債権の評価勘定として処理を行う。

②このテーマの学習内容

テーマNo.	学 習 内 容	基礎マスター	速修
5-1	貸倒引当金の設定手続	№.1第3回	№.1第3回
5-2	貸倒処理	№.1第4回	№.1第4回
5-3	不渡手形	№.1第4回	№.1第4回
5-4	保証債務	№.1第4回	№.1第4回
5-5	キャッシュ・フロー見積法	№.2第5回	№.2第5回

(注)本テキストでは、日商簿記3級で学習済みの内容には「◎」を、一部学習済みの内容には「○」を付している。

5-1 貸倒引当金の設定手続

● 貸倒見積高の算定(○)

受取手形、売掛金、貸付金その他の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された「貸倒引当金」を控除した金額としなければならない。なお、貸倒引当金の設定手続は、次に示すとおりである。

(1) 債権の区分

貸倒見積高の算定にあたっては、債権を債務者の財政状態及び経営成績などに応じて、「一般債権」、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」に区分する。

債権(債権の区分・一般債権		貸倒懸念債権	破産更生債権等	
定	義	経営状態に重大な問題	経営破綻の状態には至	経営破綻又は実質的に	
		が生じていない債務者	っていないが、債務の	経営破綻に陥っている	
		に対する債権	弁済に重大な問題が生	債務者に対する債権	
			じているか又は生じる		
			可能性の高い債務者に		
			対する債権		

(2) 貸倒見積高の算定単位

貸倒見積高の算定単位には、債権をまとめて算定する「総括引当法」と個々の債権ごとに 算定する「個別引当法」の2つの方法があるが、一般債権は総括引当法、貸倒懸念債権及び 破産更生債権等は個別引当法により貸倒見積高を算定する。

債権の区分	一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等
貸倒見積高	₩#21 米	個別引当法	個別引当法
の算定単位	総括引当法	10月51日本	10月51日本

(3) 貸倒見積高の算定方法

貸倒見積高の算定方法には、「貸倒実績率法」、「財務内容評価法」及び「キャッシュ・フロー見積法」の3つの方法があるが、一般債権は貸倒実績率法、貸倒懸念債権は財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法、破産更生債権等は財務内容評価法により貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を設定する。なお、貸倒引当金の会計処理は、各区分の債権とそれに対応する貸倒引当金ごとに行う。

債権の区分	一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等
貸倒見積高	貸倒実績率法	財務内容評価法	財務内容評価法
の算定方法	貝田夫領平広	キャッシュ・フロー見積法	以伤闪合评测法

① 貸倒実績率法

貸倒実績率法とは、一般債権に対する貸倒見積高の算定方法であり、債権の全体又は同種・同類の債権ごとに過去の貸倒実績率等を乗じて貸倒見積高を算定する。

ここでの貸倒実績率の算定方法には様々なものが考えられ、当期に適用する貸倒実績率 を過去3算定年度に係る貸倒実績率の平均値とする場合、貸倒実績率の算定方法は、次に 示すとおりとなる。

(n)期末の債権額に対する(n+1)期以後の(n)期発生債権の貸倒損失合計の発生率 (n)期末の債権額に対する(n+2)期以後の(n+1)期発生債権の貸倒損失合計の発生率 +(n+1)期末の債権額に対する(n+2)期以後の(n+1)期発生債権の貸倒損失合計の発生率 ÷3

2 財務内容評価法

財務内容評価法とは、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額 し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方 法である。

③ キャッシュ・フロー見積法(後日学習)

2 会計処理

貸倒引当金の会計処理は、各区分の債権とそれに対応する貸倒引当金ごとに行い、差額補充 法または洗替法により処理する。

(1) 差額補充法(◎)

(借)貸倒引当金繰入額 ×××(貸)貸 倒 引 当 金 ×××

(2) 洗替法

(借)貸倒引当金 ××× (貸)貸倒引当金戻入益 ××× (借)貸倒引当金繰入額 ××× (貸)貸 倒 引 当 金 ×××

 (1)
 決算整理前試算表
 (単位:円)

 受取手形
 10,000
 貸倒引当金
 400

 売掛金
 20,000

(2) 決算整理前試算表の受取手形及び売掛金はすべて一般債権に該当し、貸倒実績率2%を乗じて算定した金額を貸倒見積高とする。また、決算整理前試算表の貸倒引当金はすべて 一般債権に係るものである。

くケース1>

差額補充法で処理した場合

くケース2>

洗替法で処理した場合



<ケース1>差額補充法で処理した場合

貸倒引当金繰	額 200	貸 倒 引	当 金	※ 200
--------	-------	-------	-----	--------------

※ 貸倒見積高:(受取手形10,000+売掛金20,000) × 2 %=600

繰入額:貸倒見積高600-前T/B 400=200

決算整理後試算表

受	取	手	形	10,000	貸	倒	引	当	金	600
売	挡	掛	金	20,000						
貸倒	引引当	金繰	入額	200						

<ケース2>洗替法で処理した場合

貸	倒	引	当	金	400	貸	倒引	当 金	戻 入	益		400
貸	倒引	当 金	繰力	、額	600	貸	倒	引	当	金	*	600

※ 貸倒見積高:(受取手形10,000+売掛金20,000) × 2 %=600

受	取	手	形	10, 000	貸 倒 引 当 金	600
売	掛	掛	金	20,000	貸倒引当金戻入益	400
貸倒	引引当	金繰	入額	600		

一設 例 一般債権(貸倒実積率がない場合)

(1)		決算整理前試算表												
•	受	取	手	形	10,000	貸	倒	引	当	金	400			
	売	1	卦	金	20,000									

- (2) 決算整理前試算表の受取手形及び売掛金はすべて一般債権に該当し、一般債権の貸倒見 積高は、債権残高に貸倒実績率を乗じて算定する。なお、一般債権の平均回収期間は1年 未満であり、貸倒実績率は次の①~③の平均値とする。また、決算整理前試算表における 貸倒引当金は、すべて一般債権に係るものである。
 - ① 前々々期末の債権残高に対する前々期の貸倒損失額の割合
 - ② 前々期末の債権残高に対する前期の貸倒損失額の割合
 - ③ 前期末の債権残高に対する当期の貸倒損失額の割合

単位:円	前々々期	前々期	前 期	当 期
債権の期末残高 (貸倒損失発生額)	60, 000	0 (1, 440)		
債権の期末残高 (貸倒損失発生額)		70, 000	0 (1,540)	
債権の期末残高 (貸倒損失発生額)			80,000	0 (1, 120)

(3) 会計処理は差額補充法により処理する。



説(単位:円)

- 1 貸倒実積率の算定
 - (1) 前々期・貸倒損失1,440÷前々々期末残高60,000=0.024
 - (2) 前期・貸倒損失1,540÷前々期末残高70,000=0.022
 - (3) 当期・貸倒損失1,120÷前期末残高80,000=0.014
 - (4) {(1)+(2)+(3)} ÷ 3=0.02⇒貸倒実績率2%
- 2 貸倒引当金の繰入

貸倒引当金繰入額 200 貸 倒 引 当 金 ※ 200

※ 貸倒見積高:(受取手形10,000+売掛金20,000) × 2 %=600

繰入額:貸倒見積高600-前T/B 400=200

受	取	手	形	10,000	貸	倒	引	当	金	600
売	挂	ŀ	金	20,000						
貸倒	引当	金繰り	入額	200						

設 例 貸倒懸念債権

(1)		(単位:円)									
_	受	取	手	形	15, 000	貸	倒	引	当	金	400
	売	技	掛	金	30,000						

- (2) 決算整理前試算表の金銭債権のうち、受取手形5,000円及び売掛金10,000円はA社に対する 債権であり、貸倒懸念債権に該当する。貸倒懸念債権については、担保処分見込額5,000円を 控除した残額の50%相当額を貸倒見積高として貸倒引当金を計上する。
- (3) 決算整理前試算表の金銭債権のうち、上記(2)以外のものはすべて一般債権に該当し、貸倒 実績率2%を乗じて算定した金額を貸倒見積高とする。なお、会計処理は差額補充法により 行う。また、決算整理前試算表の貸倒引当金はすべて一般債権に係るものである。

.....

解 説 (単位:円)

1 貸倒懸念債権

貸倒引当金繰入額	5,000	貸 倒 引	当 金	※ 5,000
----------	-------	-------	-----	----------------

- ※ (受取手形5,000+売掛金10,000-担保5,000) ×50%=5,000
- 2 一般債権

貸倒引当金繰入額	200 貸	倒 引 当 金	
----------	-------	---------	--

- ※ 貸倒見積高:(1) 受取手形15,000-懸念5,000=10,000
 - (2) 売掛金30,000-懸念10,000=20,000
 - (3) $((1) + (2)) \times 2\% = 600$

繰入額:貸倒見積高600-前T/B 400=200

受	取	手	形	15, 000	貸	Ĭ	倒	引	当	金	5, 600
売	排	卦	金	30,000							
貸倒	引引当	金繰	入額	5, 200							

設 例 破産更生債権等

(1)		(単位:円)									
_	受	取	手	形	15, 000	貸	倒	引	当	金	400
	売	拮	掛	金	30,000						

- (2) 決算整理前試算表の金銭債権のうち、受取手形5,000円及び売掛金10,000円はB社に対する 債権であり、破産更生債権等に該当する。破産更生債権等については、破産更生債権等勘定 への振替処理を行うとともに、担保処分見込額5,000円を控除した残額の100%相当額を貸倒 見積高として貸倒引当金を計上する。
- (3) 決算整理前試算表の金銭債権のうち、上記(2)以外のものはすべて一般債権に該当し、貸倒 実績率2%を乗じて算定した金額を貸倒見積高とする。なお、会計処理は差額補充法により 行う。また、決算整理前試算表の貸倒引当金はすべて一般債権に係るものである。

解

説(単位:円)

- 1 破産更生債権等
 - (1) 破産更生債権等勘定への振替

破産	更	生	債	権	等	15, 000	受	取	手	形	5, 000
							売	掛		金	10, 000

(2) 貸倒引当金の計上

- ※ (15,000-担保5,000) ×100%=10,000
- 2 一般債権

Ī	貸 倒 引 当 全 編 入 額	200	代	<i>伝</i> 山	리	业	Δ.	*	200
	貸倒引当金繰入額	200	貧	倒	51	当	金	* 2	200

- ※ 貸倒見積高:(1)受取手形15,000-破産5,000=10,000
 - (2) 売掛金30,000-破産10,000=20,000
 - (3) $((1) + (2)) \times 2\% = 600$

繰入額:貸倒見積高600-前T/B 400=200

決算整理後試算表

受	取	手	形	10,000	貸	倒	引	当	金	10,600	_
売	掛		金	20,000							
破産	更 生	債 楮	等	15,000							
貸倒	引当金	金繰り	人額	10, 200							

◆トレーニング 問題25~問題26